

文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例案の主な内容

1 改正内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）の一部改正等に伴い、文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和 6 年 12 月文京区条例第 42 号）について、以下のとおり規定を整備する。

(1) 第 14 条の 2（児童対象性暴力等の防止等のための措置に係る規定の新設）

児童福祉施設（一部の施設を除く。）の設置者に対し、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じることが義務付けられることとする。

(2) 第 50 条第 3 項（特定理学療法士等の配置に関する特例の新設）

保育所において、当該保育所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り保育士とみなすことができることとし、特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

(3) 付則第 9 項（3 歳児の年齢別配置基準に係る経過措置の期間の見直し）

保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、保育士の数を「おおむね 20 人につき 1 人以上」とすることを認める経過措置を設けていたところ、当該経過措置の期間を令和 10 年 3 月 31 日までとする。

(4) その他規定の整備

2 新旧対照表

改正案	現行
第一章 総則 第一条から第十四条まで （略） （児童対象性暴力等の防止） <u>第十四条の二 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第四十五条第七項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の</u>	第一章 総則 第一条から第十四条まで （略） <u>（新設）</u>

<u>規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> 第十五条から第二十四条まで（略） 第二章 助産施設 第二十五条から第二十八条まで（略） 第三章 乳児院 第二十九条から第三十二条まで（略） （乳児院の長の資格等） 第三十三条第一項（略） 第一号、第二号（略） 二の二 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第五条の二の八<u>第一項</u>に規定することも家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者 第三号（略） 四 区長が<u>前各号</u>に掲げる者と同 等以上の能力を有すると認める 者であって、次に掲げる期間の 合計が三年以上であるもの又は こども家庭庁長官が指定する講	第十五条から第二十四条まで（略） 第二章 助産施設 第二十五条から第二十八条まで（略） 第三章 乳児院 第二十九条から第三十二条まで（略） （乳児院の長の資格等） 第三十三条第一項（略） 第一号、第二号（略） 二の二 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第五条の二の八_____に規定することも家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者 第三号（略） 四 区長が<u>前三号</u>に掲げる者と同 等以上の能力を有すると認める 者であって、次に掲げる期間の 合計が三年以上であるもの又は こども家庭庁長官が指定する講
--	--

習会の課程を修了したもの アからウまで (略) 2 (略) 第三十四条から第三十八条まで (略) 第四章 母子生活支援施設 第三十九条から第四十条まで (略) (母子生活支援施設の長の資格等) 第四十一条第一項 (略) 第一号から第三号まで (略) 四 都道府県知事が<u>前各号</u>に掲げる者 と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの アからウまで (略) 2 (略) 第四十二条から第四十七条まで (略) 第五章 保育所 第四十八条から第四十九条まで (略) (職員) 第五十条第一項 (略) 2 (略) 3 <u>前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(第七十条第十五項に規定する心理担当職員をいう。)</u>又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、<u>障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)</u>を、一人に限り、保育士とみ	習会の課程を修了したもの アからウまで (略) 2 (略) 第三十四条から第三十八条まで (略) 第四章 母子生活支援施設 第三十九条から第四十条まで (略) (母子生活支援施設の長の資格等) 第四十一条第一項 (略) 第一号から第三号まで (略) 四 都道府県知事が<u>前三号</u>に掲げる者 と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの アからウまで (略) 2 (略) 第四十二条から第四十七条まで (略) 第五章 保育所 第四十八条から第四十九条まで (略) (職員) 第五十条第一項 (略) 2 (略) <u>(新設)</u>
--	---

<u>なすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（付則第五項、第十二項又は第十三項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 第五十一条から第五十四条まで（略） 第六章 児童厚生施設 第五十五条から第五十八条まで（略） 第七章 児童養護施設 第五十九条から第六十条まで（略） （児童養護施設の長の資格等） 第六十一条第一項（略） 第一号から第三号まで（略） 四 区長が前各号に掲げる者と同 等以上の能力を有すると認める 者であって、次に掲げる期間の 合計が三年以上であるもの又は こども家庭庁長官が指定する講 習会の課程を修了したもの アからウまで（略） 2（略） 第六十二条から第六十八条まで（略） 第八章 福祉型障害児入所施設 第六十九条から第七十七条まで（略） 第九章 医療型障害児入所施設 第七十八条から第八十二条まで（略） 第十章 児童発達支援センター 第八十三条から第八十七条まで（略） 第十一章 児童心理治療施設 第八十八条から第八十九条まで（略）	第五十一条から第五十四条まで（略） 第六章 児童厚生施設 第五十五条から第五十八条まで（略） 第七章 児童養護施設 第五十九条から第六十条まで（略） （児童養護施設の長の資格等） 第六十一条第一項（略） 第一号から第三号まで（略） 四 区長が前三号に掲げる者と同 等以上の能力を有すると認める 者であって、次に掲げる期間の 合計が三年以上であるもの又は こども家庭庁長官が指定する講 習会の課程を修了したもの アからウまで（略） 2（略） 第六十二条から第六十八条まで（略） 第八章 福祉型障害児入所施設 第六十九条から第七十七条まで（略） 第九章 医療型障害児入所施設 第七十八条から第八十二条まで（略） 第十章 児童発達支援センター 第八十三条から第八十七条まで（略） 第十一章 児童心理治療施設 第八十八条から第八十九条まで（略）
---	---

(児童心理治療施設の長の資格等) 第九十条第一項 (略) 第一号から第三号まで (略) 四 区長が<u>前各号</u>に掲げる者と同 等以上の能力を有すると認める 者であって、次に掲げる期間の 合計が三年以上であるもの又は こども家庭庁長官が指定する講 習会の課程を修了したもの アからウまで (略) 2 (略) 第九十一条から第九十五条まで (略) 第十二章 児童自立支援施設 第九十六条から第九十七条まで (略) (児童自立支援施設の長の資格等) 第九十八条第一項 (略) 第一号から第三号まで (略) 四 区長が<u>前各号</u>に掲げる者と同 等以上の能力を有すると認める 者であって、次に掲げる期間の 合計が五年以上(人材育成セン ターが行う講習課程を修了した 者にあつては、三年以上)である もの アからウまで (略) 2 (略) 第九十九条から第百六条まで (略) 第十三章 児童家庭支援センター 第百七条から第百九条まで (略) 第十四章 里親支援センター 第百十条から第百十五条まで (略) 第十五章 雑則 第百十六条 (略) 付則第1項から第4項まで (略) 5 第五十条第二項に規定する保育 士の数の算定については、当分の 間、当該保育所に勤務する保健師 又は看護師(以下_____	(児童心理治療施設の長の資格等) 第九十条第一項 (略) 第一号から第三号まで (略) 四 区長が<u>前三号</u>に掲げる者と同 等以上の能力を有すると認める 者であって、次に掲げる期間の 合計が三年以上であるもの又は こども家庭庁長官が指定する講 習会の課程を修了したもの アからウまで (略) 2 (略) 第九十一条から第九十五条まで (略) 第十二章 児童自立支援施設 第九十六条から第九十七条まで (略) (児童自立支援施設の長の資格等) 第九十八条第一項 (略) 第一号から第三号まで (略) 四 区長が<u>前三号</u>に掲げる者と同 等以上の能力を有すると認める 者であって、次に掲げる期間の 合計が五年以上(人材育成セン ターが行う講習課程を修了した 者にあつては、三年以上)である もの アからウまで (略) 2 (略) 第九十九条から第百六条まで (略) 第十三章 児童家庭支援センター 第百七条から第百九条まで (略) 第十四章 里親支援センター 第百十条から第百十五条まで (略) 第十五章 雑則 第百十六条 (略) 付則第1項から第4項まで (略) 5 第五十条第二項に規定する保育 士の数の算定については、当分の 間、当該保育所に勤務する保健師 又は看護師(以下<u>この項において</u>
---	--

「看護師等」という。)を、<u>一人に限</u>り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士（同条第三項又は付則第十二項若しくは第十三項の規定により保育士とみなされる者及び第五十条第三項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 第6項から第8項まで（略） 9 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和十年三月三十一日までの間、第五十条第二項中「十五人」とあるのは「二十人」と読み替えるものとする。</u> 10 <u>保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第五十条第二項中「二十五人」とあるのは「三十人」と読み替えるものとする。</u> （保育所の職員配置に係る特例） 11 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第五十条第二項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が一人となるときは、当該保育士に加えて、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認め	「看護師等」という。)を、<u>一人に限</u>って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士 _____ _____による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 第6項から第8項まで（略） 9 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間、第五十条第二項中「十五人」とあるのは「二十人」と、「二十五人」とあるのは「三十人」と読み替えるものとする。</u> （新設） （保育所の職員配置に係る特例） 10 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第五十条第二項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が一人となるときは、当該保育士に加えて、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認め
---	---

る者を置かなければならない。 12 前項の事情に鑑み、当分の間、第五十条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。 13 付則<u>第十一項</u>の事情に鑑み、当分の間、保育所が八時間を超えて開所する日において開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に应じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第五十条第二項に規定する保育士の数の算定については、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に应じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。 14 前二項の規定を適用するときは、保育士（<u>第五十条第三項、付則第五項又は前二項の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、<u>前二項の規定の適用がないものとした場合の同条第二項により算定される保育士の数の三分の二以上、置かなければならない。</u> 15 <u>第五十条第三項及び付則第五項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の</u>	る者を置かなければならない。 11 前項の事情に鑑み、当分の間、第五十条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。 12 付則<u>第十項</u>の事情に鑑み、当分の間、保育所が八時間を超えて開所する日において開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に应じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第五十条第二項に規定する保育士の数の算定については、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に应じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。 13 前二項の規定を適用するときは、保育士（<u>法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録を受けた者をいい、付則第五項又は前二項の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、<u>保育士の数（前二項の規定の適用がないとした場合の第五十条第二項により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならない。</u> (新設)
---	---

<u>保育士（同条第三項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十四条の次に一条を加える改正規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。</u>	
---	--